

西宮市保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みに要する経費に対し補助を行う、西宮市保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保護施設等」とは、次に掲げる施設・事業所をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）及び宿所提供施設。
- (2) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）に規定する無料低額宿泊所。
- (3) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成30年厚生労働省・国土交通省告示第2号）に規定する生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設。
- (4) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の事業所。
- (5) 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関。
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会。

(補助事業者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、西宮市内において保護施設等を運営する法人とする。

(補助対象事業及び期間)

第4条 補助金交付の対象となる補助事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 衛生用品等の緊急調達事業
- (2) 施設等衛生環境改善事業
- (3) 感染予防等広報・啓発事業

2 補助事業の対象期間は、補助金の交付決定日に関わらず令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助対象経費及び範囲)

第5条 前条第1項第1号に規定する事業の補助対象経費は、補助事業者が感染予防のため必要と認められるマスク、消毒液等の衛生用消耗品を保護施設等に対し購入した費用で、対象期間中に発注、納品及び支払が完了したものを対象とする。

2 前条第1項第2号に規定する事業の補助対象経費は、補助事業者が感染者又は感染が疑われる者が発生した保護施設等において、業者へ依頼し実施した消毒作業の委託請負費用で、対象期間中に発注、作業及び支払が完了したものを対象とする。

3 前条第1項第3号に規定する事業の補助対象経費は、補助事業者が、保護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や感染症に対する理解促進を図るため、感染予防を目的とした広報資材の作成や感染症に対する理解を深めるための広報・啓発活動に要した費用で、対象期間中に発注、納品及び支払が完了したものを対象とする。

(補助金額)

第6条 この補助金の交付額は、前条第1項から第3項までの補助対象経費の合計額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告の添付書類)

第7条 規則第7条第4号及び規則第14条第2号に規定する、その他市長が必要と認める書類は、補助対象となることが確認できる書類とする。

(実績報告の期日)

第8条 規則第14条に規定する実績報告は、令和4年4月30日までに提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(0円を含む。)が確定した場合には、その金額を市長の定める様式(様式1)で速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する報告によって補助金返還の必要が生じた場合は、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

(補足)

第10条 市長及び補助事業者は、補助金等の交付等に関し、国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 市長及び補助事業者は、補助金等の交付等に関し、兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

この要綱は令和2年3月23日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

西宮市長 様

補助事業者
所在地 _____

名 称 _____ 印

代表者 _____ 印

令和 3 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付西 指令第 号で交付決定を受けた西宮市保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等の取扱いに関する規則（昭和 58 年 3 月 31 日西宮市規則第 81 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）